

## 小項目 No. 16 効率的・効果的業務運営のための組織再編及び人員配置の適正化

大項目	II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置
中項目	3. 柔軟かつ機動的な業務運営
小項目	No. 16 効率的・効果的業務運営のための組織再編及び人員配置の適正化
中期計画	<p>法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減（上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く）に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効率的な組織・体制となるよう適正化を図る。</p> <p>その際、前二項で示した取組を行いながら、文化芸術交流事業部門における地域別編成の導入、日本語事業分野等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々々の事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえた組織の再編及び最適かつ合理的な人員配置を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。</p>
年度計画	<p>法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減（上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く）に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効率的な組織・体制となるよう適正化を図る。</p> <p>最適かつ合理的な人員配置については、日本語事業分野等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々々の事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえて適切かつ柔軟な対応を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。</p>

### 【業務実績】

**指標：効果的・効率的な業務運営のための組織の再編や人員配置の適正化（海外事務所非所在国での機能強化含む）**

#### 1. 効果的・効率的な業務運営のための組織再編の実施状況

事業部門では、政府が推進する北米地域との青少年交流事業である「キズナ強化プロジェクト」及び“KAKEHASHI Project -The Bridge for Tomorrow-”を効率的かつ効果的に実施するため、青少年交流室を新たに設置した。

また、2013年12月に政府が発表した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成26年度より着実に実施するため、アジア交流特別事業準備ユニットを立ち上げ、アジアセンタ

一開設に向けて準備を行うと共に、これまでプログラム別のチーム編成であった基金本部日本語事業部門を、平成26年度当初より地域制のチーム編成とすべく準備を進めた。

なお、平成24年度当初より文化事業部のチーム編成を分野別から地域を主軸とする編成に改めたが、平成25年度においては文化芸術交流事業実施にあたって基金本部の担当部署と海外事務所がさらに連携しやすくなるよう、それまで海外事業戦略部が所管していた文化芸術交流分野の在外事業を文化事業部に移管し、地域・国別方針に即した事業の実施に向けての合理化を図った（事業件数が比較的少ない日本研究・知的交流事業は平成24年度に移管済み）。

管理部門については、事業の企画策定からその実施・評価にいたる包括的かつ一元的な戦略に立った事業展開が可能なP D C Aサイクルを確立すべく、平成26年度からの企画部設置に向けた準備を進めた。

## 2. 政策的要請に基づく事業を効果的に実施するための人員配置の見直し状況

(1) アジア交流特別事業準備ユニット：上記1. 記載の「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成26年度より着実に実施するため、2013年12月のユニットの設置とともに3名を配置し、3名に業務命令（兼任）を発令した。随時、配置人数を増やし、年度末時点ではユニットに9名が在職する体制を整えた。

(2) 青少年交流室：

平成25年度を通じて、3名を配置したほか、4名に対して業務命令（兼任）を発令した。

## 3. 海外事務所非所在国における基金の役割強化に関する検討状況

海外事務所非所在国における基金の役割強化に関する取組みは以下の通り。

(1) 地域・国別事業方針策定と外務省との連携

第3期中期目標期間の各年度においては、外務省（在外公館を含む）とも調整し、海外事務所非所在国もカバーする地域別方針を加えた地域・国別事業方針を作成している。

また分野別の事業計画策定に際しては、海外事務所に加え全在外公館を対象に事業実施の要望を聴取している。その際、併せて外務省から各公館に対して「外交上の必要性」に基づく要望案件の重要度を聴取しており、要望の内容と「外交上の必要性」に基づく重要度に関する各公館コメントをふまえ、基金と外務省が協議を行い個別の事業計画を策定することにより、海外事務所非所在国において、当該国における文化関連事業の全体状況等も勘案した上で基金事業が適切に実施されるよう留意している。

(2) 日本文化専門家第三国間派遣プログラムの実施

特に在外公館から要望の多い文化芸術交流事業については、基金のネットワークを活用して、より多くの要望に応えるべく、海外在住の日本文化専門家を活用した「在外日本文化専門家第三国間派遣プログラム」を運用している。これは基金海外事務所所在国に居住する日本文化専門家を主として海外事務所非所在国に派遣するものであり、日本からの派遣と比べて低予算で実施で

きるというメリットがある。各公館からの要望をもとに実施しているが、要望の採否については外務省とも協議のうえ、原則として本部事業の派遣計画の無い国を優先的に採用しており、海外事務所非所在国向け事業の重要なツールの一つとなっている。対象地域は中南米、アジア・大洋州、中東・北アフリカであるが、サハラ以南の仏語圏アフリカ向けにも年1件程度試行しており、平成25年度は、自衛隊の駐留により親日感情も高まっているジブチに、邦楽専門家を派遣。

### (3) 海外事務所の「地域担当国」

一部の海外事務所（下表参照）については、近隣諸国を「地域担当国」と定め、①地域担当国の在外公館からの基金事業に関する一般的な照会に係る対応、②地域担当国の在外公館が基金事業について稟請する際の助言、③必要に応じ、可能な範囲での国際文化交流事業の実施、を行うこととしている。

海外事務所	地域担当国
ローマ日本文化会館	サンマリノ、バチカン、マルタ、アルバニア
ケルン日本文化会館	スイス、リヒテンシュタイン
パリ日本文化会館	アンドラ、モナコ
ジャカルタ日本文化センター	東ティモール
バンコク日本文化センター	ミャンマー、ラオス、カンボジア
クアラルンプール日本文化センター	シンガポール、ブルネイ
ニューデリー日本文化センター	ブータン
メキシコ日本文化センター	中米地域
ロンドン日本文化センター	アイルランド
ブダペスト日本文化センター	オーストリア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モンテネグロ、ルーマニア
カイロ日本文化センター	中東地域、北アフリカ地域